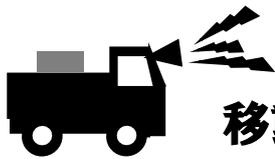


商業宣伝を目的とする 拡声機の使用には 制限があります



東京都環境確保条例（第 129 条・第 130 条）
同施行規則（第 65 条・第 66 条）



移動しながらの使用

●使用禁止の範囲

- 学校、または病院の敷地の周囲 30 m 以内の区域での使用。
- 午後 7 時から午前 8 時までの使用。
- 幅 4m 未満の道路での使用。

●使用上の制限

- 同一場所での使用は一回 10 分以内かつ 15 分以上の休止時間を取る。
- 地域により定められた音量の基準を守る。



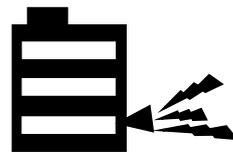
拡声機から発する音量の基準 (音源直下から 10m の地点における音量)

55 dB

第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域

60 dB

近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域



固定しての使用

●使用禁止の範囲

- 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域並びにその周囲 30m 以内の区域での使用。
- 学校、または病院の敷地の周囲 30 m 以内の区域での使用。
- 午後 7 時から午前 8 時までの使用。
- 幅 5 m 未満の道路での使用。
- 地上 10m 以上の位置での使用。

●使用上の制限

- 同一場所での使用は一回 10 分以内かつ 15 分以上の休止時間を取る。
- 複数の拡声機(携帯用を除く)の間隔は 50m 以上とする。
- 地上 5m 以上の位置で拡声機(携帯用を除く)を使用する場合、拡声機は道路方向に平行にし、水平方向から下方 30 度から 45 度までの角度で使用する。
- 地域により定められた音量の基準を守る。

資源環境部 環境政策課 生活環境保全係

TEL 03-3579-2594

都民の健康と安全を 確保する環境に関する条例

(東京都環境確保条例)

拡声機に関する条例の抜粋

第四章 工場公害対策等

第五節 特定行為の制限

(拡声機の使用制限)

第二百二十九条 住民の環境が良好である区域または学校若しくは病院の周辺の区域で※規則で定める区域においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

(中略)

3 (中略) 商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、拡声機の使用方法、使用時間等に関し、※規則で定める事項を遵守しなければならない。

(勧告)

第三百三十八条 知事は、騒音 (中略) が第二百二十九条 (中略) の規定に違反することにより、周辺の生活環境に支障を及ぼしていると認めるときは、その違反行為をしている者に対し、期限を定めて、生活環境に及ぼす支障を解消するために必要な限度において、騒音 (中略) の防止のための方法、(中略) その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

(停止命令等)

第三百三十九条 知事は、(中略) 第二百二十九条 (中略) の規定に違反する行為をしている者があると認めるとき (騒音 (中略) については前 (中略) 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき) は、その者に対し、期限を定めて生活環境に及ぼす支障を防止するために必要な限度において、当該違反行為の停止、(中略) 騒音 (中略) の防止の方法の改善その他の必要な措置を命ずることができる。

第七章 罰則

第二百五十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (中略) 第三百三十九条の規定による命令に違反した者

※規則……東京都環境確保条例 施行規則

(商業宣伝を目的とする拡声機の使用を禁止する区域等) 第六十五条

(商業宣伝を目的とする拡声機の使用に係る遵守事項) 第六十六条

表面をご覧ください。